

たしております国立大学の法人化というものの目的は、大学の裁量を大幅に拡大をし、運営体制の整備を図るということによって、国立大学がその役割を一層しっかりと果たしていくためのことを目的としているものでございます。したがいまして、端的に申し上げれば、国立大学に求められている機能や使命というものは法人化後も変わるものではないわけでございます。

として論じられて、今後の日本の高等教育はどうあるべきかという眞の大学改革からの論議は余りなされなかつたとの指摘がなされております。この点について改めて、これまで論議されましたのが、改めて大臣の御所見をお聞かせいただきたいというふうに思います。

○國務大臣(遠山敦子君) 今回の法人化の目的は、大学改革の一環として考えられているという

その後、様々な経緯をたどつてまいりまして、平成十二年の五月には国立大学長・大学共同利用機関長等会議が開かれまして、そのとき、当時の文部大臣でいらっしゃいました中曾根先生から文部省としての考え方と今後の方針を明快に説明されたわけでございます。

それは、一つは、独立行政法人制度は、日常的な国の規制が緩和されることにより国立大学の自

めでしつかりした御決断ないし方向性の指示といふことをベースにして至つておりますが、したがいまして、私は、正に大学改革の一環としてこの問題というのはしつかりと論じられてまいって今日に至つてはいるというふうに確信をいたしております。

現在の日本の国立大学は幾つかの機能を担つてゐるわけでございます。一つは、委員御指摘のように、全国的に均衡の取れた配置によつて地域の人材養成、文化、産業などの基盤を支えておりまます。二番目には、学生の経済状況に左右されない進学機会を提供しております。三つ目には、学問分野のバランスの取れた人材養成に大きな役割を果たしております。医学でありますとかあるいは理工系のような分野につきましては、これは国立大学が大変大きな役割を担つているのは御存じのとおりでございます。

のか端的な結論でござります。
それを御説明いたしますために二つの点を申し上げたいと思いますが、一つは、国立大学の法人化につきましては、過去におきましても、昭和四十六年の答申など中央教育審議会や昭和五十九年に設置されました臨時教育審議会などの場で、大学改革の視点から論議されてきた長い経緯がござります。そうしたものを踏まえたものであるということが一点。それからもう一つ、今、法案を御審議いたたくようお願ひいたしておりますが、今年急に出したということではございませんで、実

主性・自律性を大幅に拡大し、教育研究の柔軟・活発な進展を図ることができる制度であること。その際、通則法をそのまま国立大学に適用した場合には大学の主体性が損なわれる等のおそれがあることから、大学の教育研究の特性を十分踏まえ、通則法との間に一定の調整を図ることが不可欠ということで、これは明快に再びその方針をお示しいただいたところでござります。

その後、国大協において様々な議論も行われましたし、特に大事なのが、平成十二年七月に国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議が

は、この独立行政法人という手法の大学への適合性ということについて、ちょっと基本的なことでござりますので。

先日の参考人の質疑においても、参考人の一人から、本来的には、政府の指揮命令下にある独立行政法人の手法は、学問の自由と大学の自治と憲法によって保障されている大学にはなじまないのではないかという指摘が参考人からもございました。この点に対する大臣の御所見をお聞かせいただきたいというように思います。

○國務大臣(遠山敦子君) 国立大学の法人化につ

そして、同時に、学術研究と研究者養成の中核を担うという使命を持つてゐるわけでございますが、こういつたことは、今後とも各大学が法人化によってより大きな自主性と自律性の下で切磋琢磨しながらこれまで以上に創意工夫を重ねて、教育研究の高度化、そして個性豊かな魅力ある大学作りに取り組むことが可能になるというふうに考えておりまして、またそのために必要な設計をしつかりと組み込んでいるわけでござります。

○中道義哉君 今の問題は、この大学法人化につ

は平成八年ごろから着実な議論が積み重ねられて今日に至っているわけでございます。

今回の法人化の検討は、国による財政措置を前提とした独立行政法人制度が明らかになって、その後に、平成十一年四月に大学の自主性を尊重しつつ大学改革の一環として国立大学の独立行政法人化を検討することが閣議決定されました。そのことを機に、大学改革の視点から法人化の実現を見据えた議論が更に進められたものでございます。

発足いたしました。この検討会議は、我が省内に多くの大学関係者、これは国立だけではございませんで、公立、私立の関係者もお願いをし、それから各界の有識者にもお願ひいたしまして、こうしたメンバーで構成されます調査検討会議が設置されて、法人化について大学改革の視点からの議論が長期にわたつて積み重ねられました。そして、昨年三月に最終報告がまとめられたところでございます。その後も、この最終報告を踏まえて、国立大学協会と国立大学関係者との連携を図

きましては、大学の自主性、自律性を尊重して大學改革を一層推進するという観点から検討を行つて、独立行政法人通則法をそのまま当てはめるのではなく、国立大学法人という新しい仕組みとすることとしているところでございます。

その骨格としましては、一つは、その法人の長たる学長の任免は国立大学法人等の申出に基づいて行う。通則法によりますと大臣が勝手に決めるわけでございますが、それは全く違う。それから、国立大学法への中期目標を定める際には、國

いは一番基本的な大事な考え方でござりますので、是非、今、大臣のおっしゃつたそのことについては実行できるように、是非よろしくお願ひをいたしたいというふうに思います。

平成十一年四月の閣議決定は、私は一つの大きな転機であつたと思いますけれども、その年六月には国立大学長・大学共同利用機関長等会議において、当時の文部大臣でいらっしゃいました

りながら、十分な検討を行つて今回の国立大学法人法案の提出に至つてゐるものでございます。私は、この歴史をひもときまして、その平成八年の議論が始まつた以来の様々な場面において、

次に、問題点となつております行政改革の一環として国立大学の法人化が論じられたことについての当否でござりますが、そもそも国立大学法人という概念は、行政改革の手法としての独立行政法人の手法を大学の特性を考慮して変形させたものであると、これまで主として行政改革の一環

有馬先生が、独立行政法人化の問題の検討の視点、そして独立行政法人化の意義等について見解を表明されまして、併せて国立大学の独立行政法人化の検討の方向を公表されました。これは、事柄の本質を見据えられた中身であつたと思います。

それぞれの責任ある大臣、それぞれの責任ある国
立大学長の方々、そういう方々が非常に的確な議
論を積み重ねられて、少しずつ発展して、そして
今日の法案に至ったというふうに考えておりま
す。

という特性に根差してそれを評価するための委員会は別に置くということをございまして、同時に、その教育研究、大学で行われる教育研究の活動につきましては、大学評価・学位授与機構という機構、第三者的な機構による評価結果を尊重するわけでございまして、文部省内に置かれる委員

会が行うわけではないということでございます。

こうした点、詳しく申し上げれば様々にあるわけございますけれども、独立行政法人通則法とは異なる国立大学の自主性、自律性に配慮した仕組みを導入することになっております。

そこでやろうとしております中期目標なり中期計画につきましては、個々の研究者の研究内容とかそういうものは一切かかわりがないわけです。それは大学全体としてどうということを考えているかということございまして、学問の自由あるいは研究の自由というのは、個々の研究者がどういう研究活動を行い、どう公表していくかということについてその自由を認めたものでございます。最高法規である憲法に書かれているものでございます。同時に、今回の法人化によってそういう個々のものを国が見るということは全くございません。

今回の国立大学の法人化は、こうした配慮をいろいろ行つた上で、国が財政措置を含めた一定の責務を負いながら独立した法人に公共上必要とする業務の運営をゆだねるという独立行政法人の枠組みを活用するものでありまして、国の行政機関の一部である現在の国立大学の負つておる様な制約を解き放つというものでございまして、これは私は格段に各大学の自主性、自律性を高めるものだと思っております。

それぞれの大学は、自信を持つてこの制度をしっかりと活用されて、本来あるべき大学における優れた教育研究、そして社会貢献というものをやついただきたいと、大いに期待をしているところでございます。

○仲道俊哉君 学問の自由と大学の自治というこ^トについては改めてまた最後の方で質問させていただきますが、ちょっと視点を変えます。この間接方式を採用したわけですね。法案の第二条の第一項は、この法律において国立大学法人とは、国立大学を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設置される法

人をいうと規定をしております。国立大学を設置する国立大学法人と法人によって設置される国立

大学自体を分離するという、いわゆる間接方式を取っているわけですね。

国立大学協会はこれまで、間接方式に反対をしてまいりました。議論の趨勢も直接方式に固まりつつあつたと聞き及んでいます。なぜこの間接方式に変更されたのか、その理由をお伺いいたしたいと思いますし、また間接方式は直接方式に比べていかなる利点があるのか、併せて説明願いたいというふうに思います。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 御指摘のように、この法案におきましては、国が国立大学を設置するといういわゆる直接方式ではなくて、法人が国立大学を設置するいわゆる間接方式となつておるわけでございます。

それを採用した理由ということでございますけれども、法令上、学校の設置者とは、設置する学校の土地や建物などの財産を所有、管理し、当該

学校を直接運営する者を指すとされているわけでございまして、したがいまして、法人化によりまして、国立大学を国^の行政組織から切り離しまして、國から財産の出資を受け、それを自らが所

有、管理するとともに法人が直接大学を運営するものでございますので、法令上、国立大学の設置

大学を国^の機関から、國の機関の一部から独立した法人といたしまして、運営上の裁量を大幅に拡大するとともに、その拡大された裁量を生かして運営できる体制の確立を図りまして、それぞれの大学におきまして特色ある魅力的な教育研究が一層積極的に展開されることが可能となるというふうに考えておる次第でございます。

○仲道俊哉君 今の問題については、少し問題点は私自身も考えておりますので、この後ちょっと取り上げたいというふうに思います。お教え願いたいというふうに思いますが、國立大学法人の税法上の問題ですが、國立大学法人の税法上の取扱いはどうなつておるのかということと、株式会社などの営利法人とは違つて、また私立大学との間の差異などについてお教え願いたいというふうに思いますが、國立大学法人の税法上の取扱いはどうなつておるのか

が変わるとのではございませんし、國から財政措置を受けながら運営されるという点も法人化によって変わるのではなくて、税法上において、こういう点を踏まえまして、税法上は、基本的には法人化の前と同様、通常の株式会社等に対して課せられております法人税を始めとした国税及び地方税につきまして、国立大学法人につきましては非課税の扱いとすることになつておるわけでございます。

私立学校との違いということでございますけれども、学校法人につきましては、私立学校の果たす役割の公共性を踏まえて、教育に係る業務や財産に関する広く非課税扱いがされておりますが、ただ、学校法人につきましては収益事業を行

うことが認められておりまして、その収益事業に係ります法人税や教育用以外の不動産に係る固定資産税などにつきましては、株式会社等よりも若干優遇されているということもございますが、基本的には課税されるということになつておるわけ

ざいます。

○政府参考人(石井道遠君) 税法上の扱いでございますので、税務当局の方から考え方を一言、補足的に申し上げたいと思います。

今、文部省からお話をあつたとおりの結論でございますけれども、今回御審議いたしております六法案の中のいわゆる整備法の第三十条におきまして、法人税法の一部を改正いたしまして、今般の國立大学法人を非課税法人ということにいたしてございます。税法上は公共法人という範疇でございますが、その中に位置付けることいたしております。

その背後にある考え方でございますけれども、それは、國立大学法人法案、現在御審議中の法案によれば、この國立大学法人が、國が全額出資されると、それから、その業務が法律によつて一定のものに限定されておりまして収益を目的とした事業を行うことができないことをされておること、それから、利益は積立金として処分又は国庫納付するということが決まつていて、それから、学長の任命等につきまして國が関与をされるという仕組みになつておりますことから、現在非課税となつておりますほかの法人と同様、公共的性格が極めて強いというふうに考えられますので非課税の扱いといたしておるところでございます。

○仲道俊哉君 よく分かりました。ありがとうございます。

次に、評価をめぐる問題についてもこれまで随分論議されましたので、何点か質問いたしたいと

いうふうに思います。
まず、國立大学法人は業績の第三者評価の結果によつて予算が配分をされることになつておりますが、この場合、手法や基準において國民が納得いくような評価システムでなければならないといふふうに思います。
そこで、第三者評価システムをどのように構築していくおつもりなのか、その点についてお伺いいたします。

○仲道俊哉君 その点は、そもそも収益事業等の業務を行ふことが想定されていない國立法人とは異なつておるというふうに考えておるところでございます。

そういう仕組みとすることによりまして、國立

○副大臣(河村建夫君) 仲道委員御指摘のとおり、この大学に対する評価、これができるだけ公平で皆さんだれも見てもそうかと納得のいくものである、これが最も望ましいことでございます。ただ、これはなかなかそういうのも難しい課題ではあるわけでございまして、外国におきましても、既に欧米では評価がかなり進んでおりますけれども、いろんな試行錯誤しながら、そして評価システムの改善を行ながらやってきておるという現実もあるわけでございます。

国立大学法人評価は、まずは国立大学に投資した国費が有効適切に利用されている、使用されたか、これをまず国が検証をしなきゃならぬ、これが一番根っこにあるわけでございます。しかし、各大学が中期目標、中期計画に照らしてその達成状況を評価するということが正に評価そのものになつてくるわけでございます。

そして、法人評価という点では、先行の独立行政法人に対する評価が既に行われておるところでございますが、それ以外に、この大学法人については、教育研究評価、これがまた入つてくるわけでございます。これもまた大事なことでございます。そこで、大学評価・学位授与機構において、これまで国立大学を中心に第三者評価を実施をして、そして評価手法の確立に努めてきておるところでございます。

そして、具体的には、こうした事例を参考しながら、これまでの事例も参考にしながら、今後、国立大学法人評価委員会で更に検討をされることになるわけでございます。その評価に当たりましては、第一点は評価基準や評価結果の社会へ公表、第二点は評価委員会の会議や議事録を公開すること、第三点は評価を公表する前には大学からの意見申立ての機会を得ると、それをきちっと受け取るということ。そして、そういうことを通して評価の透明性を確保する、そして、これに対する各方面からの御意見にも十分傾聴をしながら評価システムの改善を図っていくという、こういう仕組みを考えておるわけでございます。

それで、これからも絶えずその評価システムの改善を図つていかなきゃならぬわけでございます。

○仲道俊哉君 今の答弁の中にもあつたんですが、教育研究の業績評価を大学評価・学位授与機構にし、また業績全体の評価を国立大学法人評価委員会にそれぞれ行わせるとしている。評価を二つの機関に分担させているわけですね。その理由についてはひとつお聞かせいただきたいと思いますが。

○政府参考人(遠藤純一郎君) ただいま副大臣から御答弁申し上げましたように、国立大学の法人評価は、教育研究、業務運営、財務内容等、中期目標、中期計画に記載された各事項につきまして、その達成状況を評価するというものでございます。そこで、この評価は、国立大学に対して国が責任を持つて予算措置をするということを踏まえまして、大学評価・学位授与機構において、これまで国立大学を中心にして評価を実施をして、そして評価手法の確立に努めてきておるところでございます。

そして、具体的には、こうした事例を参考しながら、これまでの事例も参考にしながら、今後、国立大学法人評価委員会で更に検討をされることになるわけでございます。その評価に当たりましては、第一点は評価基準や評価結果の社会へ公表、第二点は評価委員会の会議や議事録を公表すること、第三点は評価を公表する前には大学からの意見申立ての機会を得ると、それをきちっと受け取るということ。そして、そういうことを通して評価の透明性を確保する、そして、これに対する各方面からの御意見にも十分傾聴をしながら評価システムの改善を図っていくという、こういう仕組みを考えておるわけでございます。

それで、こういうシステムにしておるわけでございます。改めて、それを経て、大学が社会から信頼される評価、大学自身もその評価に得心のいくものであると同時に、社会から見ても信頼に値する評価、これができるよう十分ひとつこれから意を用いてまいならきやいかぬと、このように考えておるところであります。

○仲道俊哉君 考え方は分かったわけですが、公平な業績評価を行うためには、そのためには設けられた目標を出していくことになつておるわけがございます。そういう意味で、当然、大学の個性とか、そして独自性を踏まえて設定をされた中長期目標、中期計画に照らして、その達成状況を評価するということになるわけでございます。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 国立大学法人評価委員会は、国立大学法人制度におきまして大変重要な役割を担うわけでございまして、その委員につましましても、それにふさわしい人をこれから人選をしていくということにならうかと思うわけでございますが、今ここで確定的にといふことは申せませんが、例えば国際的水準の研究に従事をしている方、あるいは大学の学長の経験者であるとか、あるいは文明や広く社会の在り方に大局的な見識を有する人とか、そういう人でございまして、その委員に付けていくて、大きいのは大きいかから点数が良くなるというようなことになりますが、そういう状況がございますが、そうじやなくて、目標に對してどの程度達成したかという評価、いわゆる絶対評価、そういう形での評価が行われることが言われるようになります。相対評価なら上から点数、あつと付けていくて、大きいのは大きいかから点数が良くなるというようなことになりますが、そういう意味で、大規模大学も小規模大学も、そういう意味で、大規模大学も小規模大学も公平な評価になると考えておりまして、そういう点を十分配慮して、小規模大学が持つております個性、独自性というものがきちっと評価されると、そういう仕組みを作り上げていくことが極めて重要である、またその方向に向かっていかなければなりません。

○仲道俊哉君 先日の参考人の質疑において小規模大学の持つ個性や独自性を適正に評価してほしいという、そういう指摘がございました。

評価は多様性がなければならないわけですが、法人化の後の評価と予算配分において、大学の持つ個性や独自性はどのようにしんしゃくされるのか、その見解をお伺いたしたいというふうに思います。

○副大臣(河村建夫君) 仲道委員御指摘のとおり、この大学評価において専門的な観點からきめ細かく行なうことが求められるということ、教育研究の特性を踏まえて大学の自主性、自律性や学問の自由を尊重して実施することが必要であるということがあるわけでございまして、こういうことから、評価委員会が直接これを行うということではなくて、教育研究の専門的評価機関として国立大学評価に一定の業績を有します大学評価・学位授与機構に実施を要請することとしまして、そして、評価委員会はその結果を尊重して教育研究面を含む法人の業績全体の総合的な評価を

研究もやつておるわけでございます。そういうものをやつぱりきちんと評価をするということが必要でございまして、中期目標、中期計画にも小規模大学についてその個性や独自性などを明確にし、同時に、社会から見ても信頼に値する評価、これができるよう十分ひとつこれから意を用いてまいならきやいかぬと、このように考えておるところであります。

○仲道俊哉君 考え方は分かったわけですが、公平な業績評価を行うためには、そのためには設けられた目標を出していくことになつておるわけがございます。そういう意味で、当然、大学の個性とか、そして独自性を踏まえて設定をされた中長期目標、中期計画に照らして、その達成状況を評価するということになるわけでございます。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 学会での評価でございますけれども、当該の研究分野におきまして、個々の研究者あるいは研究グループによります個別の研究に関しまして、その独創性や新規性などの観点から内容を評価するものであると、こう理解しておるわけでございます。

一方、国立大学の法人評価でございますけれども、国立大学に対しまして国が所要の予算措置をすれば、正に皆さん納得できるよう評価にはならないと思うわけであります。

そういう意味で、特に、御指摘のように小規模立大学がそれぞれその地域の特性を生かしながら、小さいからによつて評価が違うということでは、正に皆さん納得できるよう評価にはならないと思うわけであります。

いう観点から、大学の組織全体としての中期目標、中期計画の達成状況を評価するものでござります。

したがいまして、教育研究面の評価を実施する大学学位授与機構におきましても、このよだな観点から学部、研究科ごとに中期目標、中期計画の組織としての達成状況を評価するということになりますかと思います。

具体的には、中期目標、中期計画における記載内容に照らしまして、研究の実施体制あるいは研究環境の整備状況とか、例えば当該学部等を構成する教員の学会における学会賞の受賞状況や学会誌への論文掲載状況などの個別業績等を基に、それらを総合した組織としての研究水準が国際的、全国的に見てどの程度の水準にあるか等の要素も勘案しながら、学部等の組織としての達成状況はどうであるかということを評価するということにならうかと思います。

○仲道俊哉君 先ほど河村副大臣から評価については質と中身であるというような意見もお聞きをいたしましたが、是非そういうことで業績評価についてはそういう基本的な考え方でその評価をしていただきたいと思うんですが。

そもそも評価という概念は、産学官の連携とか科学技術創立国の觀点から、主として自然科学分野を念頭に置いた概念であるというふうに、こう思われます。しかし、学問や研究の分野には、文系分野など、国際的な共通性が少なくて論文の引用などはおよそ無関係な、評価や比較にはならない領域があるというふうに、こう考えられます。こうした産学官の連携とか科学技術創立国分野が予算配分で不恰に低く評価されれば、文系分野の衰退を招くおそれもあるわけです。

そこで、法人化後の文系分野の評価の在り方についてのお考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○副大臣(河村建夫君) 先ほどから御答弁申し上げ、またお話しておりますように、教育研究面の

評価は大学評価・学位授与機構が専門的見地から行うわけでございます。その際、御指摘がありましたが、その論文を引かれる回数が一定の基準を、一律にあるから、幾つあるからということで、そういうことで単に評価するということじやなく、その大学がそれぞれ持っている中期目標、中期計画に照らして学問分野ごとの特性に応じて行わなきやならぬわけでございまして、先ほど局長からも一部答弁申し上げたと思うんですけども、研究の実施体制がどのように整備されているか、成果が地域の文化等にどの程度貢献しているかとか、それからその学問分野の中で大学の研究水準がどの程度であるかというような、そういう目標、計画を踏まえてその達成状況を評価するということでありまして、国立大学は文系の分野を含めて我が国の学術、文化等の面から重要な学問分野の研究、教育研究に大きな役割を担つておるものでござります。

したがつて、様々な学問分野を通じて公平かつ適切な評価をされなきやなりませんので、そういう意味で、一見すぐそれが企業に結び付いて何か大きな社会貢献をするというだけではなくて、やっぱりその地域の文化に大きく貢献をするというような面もございます、そういうことも十分評価の基準。だから、したがつて、こういう研究はこういうふうにつながるんだという、ある程度の目標と、いうものが事前にあって、それに対してもどこまで達成したかというようなことを見ていくわけでございますので、そういう面で学問分野の特性と入れながらその評価を受けるということが大事ではないかと、このように思つております。

○仲道俊哉君 文系分野での評価についてのお考えをお聞かせいたただいたわけですが、特にこの教育の評価ですね効果が出るのに長い年月を要するわけですが、非常にこの教育の評価というのは大変難しいものがあるわけですが、教育の評価というののはどう

のようになされるべきかということについて。
○副大臣(河村建夫君) 御指摘のとおりでございまして、教育は今日やつたら明日成果が出るといふものでもございません。この中期目標、中期計画を実現するために六年間の設定をするという事になりましたが、それからその学問分野の中でも、その目標を実現するために六年間の設定をするといふことになつておるわけでございます。特に、その教育面についても、中期目標、中期計画の中にそういうものを織り込んで評価を受けるというこ

とになるわけでございますが、これに対しても教育の成果に対する目標をどうするか、それから教育内容に関する目標を立てなきやいけませんし、それから教育の実施体制等に関する目標を立て、正に教育の目標といいますか、教育の評価を

受けける場合の項目になつていくわけでございまして、その際も、各大学が持つて理念、特色、地域性、そうしたものをちゃんとその中に一緒に織り込んで設定をして評価を受けるということになつていくわけでございます。

そういうものに対して、専門的評価機関である学位授与機構が、大学評価・学位授与機構が、それらがどの程度実施されたかということを見てい

るわけでございます。これには当然、授与機構は各大学に実地調査に入りますから、その際に学生にも集まつていただいて学生の意見を聞くという

ようなことも当然あるだろうと、こう思いまし

て、そういう意味で、大学側自身も自己評価をいたしておりますから、これがどのよう形で具現化されているかといふことも見なきやなりませ

ん。

○政府参考人(玉井日出夫君) お答え申し上げま

す。

独立行政法人の制度設計に当たりまして、その会計をどうするかということが検討されたわけ

ござりますが、その際、原則として企業会計原則を適用するのか、その理由をお聞かせいただ

きたいというふうに思います。

○政府参考人(玉井日出夫君) お答え申し上げま

す。

独立行政法人の制度設計に当たりまして、その

会計をどうするかということが検討されたわけ

ござりますが、その際、原則として企業会計原則

によるものとすというふうになつたわけでござ

ります。これは、法人の自主的、自律的な財政運営

ということで行うわけでございますが、その際、

フローとストック、それから減価償却等の認識を

持つた会計処理を行うことによって、法人の財政

状況の的確な把握というのが行われる、あるいは

国民への適切な情報開示や評価に必要な資料の提

示がきちんと行えると、こういった観点から、よ

り適している面があると考えたわけであります。

ただし、一方におきまして、独立行政法人は、

公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、

独立採算制を前提としないという性格があるわけでございますから、したがつて企業会計原則をそのまま適用するというわけになかなかいかない。

ざいます。
一つは、

選び方でございますけれども、法人化内者のみで構成される評議会が学長選考者

て国立大学法人が申出を行いまして、それに基づいて任命することになつておるわけでござります。

なるのか、また教授会の自治というものがどのように担保されるのか、教授会の在り方についてお伺いいたします。

Page 1

したがつて、企業会計原則につきまして、今申し上げたような特性に着目して、必要な修正を図つた上で適用すると、こういう考え方方が取られてゐるわけでございまして、したがいまして、国立大学法人につきましても、今申し上げましたような企業会計原則の面に着手しながら、やはり必要な

を行つておりますこれまでの方式を改めまして、法案第十二条におきまして、経営協議会の学外委員の代表者と教育研究評議会の代表者とが同数で構成する学長選考会議におきまして、学長選考の基準や手続を定めるとともに、具体的な候補者の選考を行うという方式を導入をするということです。

このような制度設計は、大学の自主性、自律性を尊重する観点からなされたものでございまして、文部科学大臣は大学の申出に法的に拘束されるということにならうかと思います。

○副大臣(河村建夫君) 国立大学法人制度においては、各法人の自主性、自律性の拡大を図つていいという観点でありますから、内部組織については可能な限り法人の裁量にゆだねるということにいたしておりますわけでございます。こういう点から、どのような教育研究組織の単立ござるような

所要の修正を加えた上で同原則を適用する、そのことによつて法人の自主的、自律的な財務運営というものをきちんとやつていこう、こういうねらいでございます。

○仲條俊哉君 次に、組織をめぐる問題について質問いたしたいと思います。

因してござつて都合をうながす場合、たゞ手を貸すの

にしておるわけでございます。この新しい方式によりまして、学外者の知見も取り入れまして、経営面の手腕も十分見極めながら、広く学内、学外から法人化後の学長にふさわしい人を求めまして、学長選考会議が責任を持つて選考するということになるものと考えておるわけでございます。

ふさわしくない著しい非行があるなど申出に明白な形式的な違法性がある場合や、明らかに不適切と客観的に認められるような場合などを除きまして拒否することはできないというふうに考えております。

国立大学が文部科学省の組織から切り離されるということは、それだけ自主的な経営責任が重くなるということを意味しているわけですね。学長や経営協議会のメンバーの経営上の不手際は、極端に言えば、即、大学の没落につながってくるわけです。そこで、法人化によって学長によるトップダウン形式が取られ、学長に権限が集中する結果、学長には優れた経営能力と管理能力が求めら

題でございますけれども、理事や経営協議会の委員に経営面での優れた識見や豊富な経験を有します学外の人材を招聘するなど学長の経営を支えますスタッフを厚くしておりますと考ふた責任ある大学法人の経営が行われるものと考えておられる次第でございます。

との危惧はないということで、答弁の中に形式的なという言葉がございましたが、そのところがどういうような形式的なことでの危惧なのかはまだ一歩、もう少し分からぬところがあるわけですけれども、いずれにしても大臣の任命権を拘束するものではないということなんですが、そのちょっと、形式的なことということについて、いま一度、どういうようなことで大臣を拘束するの

そこで、教授会の役割については、現在は国立学校設置法がございまして、そこで、学部又は研究科の教育課程の編成に関する事項、第二点として学生の入学、卒業又は課程の修了その他の在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項、その他当該教授会を置く組織の教育又は研究に関する重要事項を審議するものと、こういうふうに規定をされておるわけでございますから、法人化後も

れることになります。私立大学では、理事長と学長が分離され、先ほどの答弁の中にもございまして、経営は理事長や理事会が、教学は学長や教授会がそれぞれ行うのが普通であります。このたびの国立大学法人では、学長が経営責任を負うということになつてゐるわけです。

申出によつて行われるといふうになつてゐるわけですね。この大学側の申出は大臣の任命権を拘束するのか。

すなわち、文部科学大臣は、申出に係る人物が学長にふさわしくないものとして任命を拒否した

か、そのところをちょっと、今の答弁の中であります形式的なことということを。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 学長の選考につきましては、法律で、学内の学長選考会議で決めたルールに基づいて、そしてそのルールに基づいてその学長選考会議が選んで、それを文部科学大臣

○仲道俊哉君 教授会はこの大学の教育研究面において、今これまでも役割を担つてきた。そういうものを引き続き役割として教授会が果たしていくことが求められると、このように考えるわけであります。

学長の多くは教授などの教員が選ばれるとと思うのですが、学者出身の学長の経営能力というのはどういうに担保されるのでありますか、お聞かせいただきたいと思います。

り、別な人物を申し出るように指示したり、あるいは自己の裁量でそれ以外の者を任命するということができるのかどうか、その点についてお伺いいたします。

に申出をすると、こういう手続、形になつてゐる
わけでござりますけれども、いろんな事情、内紛
その他あつてその手続を踏んでいない、明らかに
法律に決められている手続どおりになつていない

人を執行するに当たつての、先ほど大臣から答弁もございましたが、学問の自由と大学の自治への最大限の配慮についてお聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 御指摘のように、法人化後の学長でございますが、教育研究面と経営面の両方の最終責任者として強いリーダーシップを発揮することが要請されるために、教育研究に關する高い識見とともに、経営面での優れた手腕を有しているということが求められるわけでござ

○政府参考人(遠藤純一郎君) 通常の独立行政法
人では、法人の長は大学の裁量で任命するといふ
ことになつておりますのに、大臣の裁量で任命す
ることになつてゐるのに対しまして、国立大学の
学長につきましては、大学の自主性、自律性を尊
重する観点から、学長選考会議の選考によりまし

○仲道俊哉君　はい、分かりました。
それで、今後、教授会はどのような位置付けに
といったような場合には、それをやはり、
言わば拒否といいますか、ちょっとと発令をそのまま
するということはしないということにならうか
と思います。

本法案の質疑における最大の論点は、これは文部省の組織の一部から国立大学法人への移行が学問の自由と大学の自治にどのように影響を与えるのか、法人化によって憲法の保障する学問の自由や大学の自治が侵害される懸念はないのかという点が主な論点でございました。

もとより、真理の探究と創的資産の集積は、この二つが完全に保障されて初めて可能になるわけですが、そこで中期目標の決定など今後の法案の、本法の執行に当たっては主務大臣である文部科学大臣を始め文部省の各関係者がこの学問の自由と大学の自治に対する最大限の配慮が必要というふうに思われますが、この点に対しても臣の確約を求めて最後の質問をいたしたいと思います。

○國務大臣遠山敦子君 学問の自由、またそれに基づく大学の自治というのは、我が国の憲法上明確に書かれております大変大事な原則でございます。各種の法令はその下にあって作られているわけでございます。そのようなことから、学問の自由を阻害するようなことは一切あり得ないわけだと思います。

また、各省の中でも、我が省は唯一基礎研究、学問の自由を守つてきている省でございますし、今後ともその誇りと責務というのをえることはないわけでございます。私自身も十年以上学術研究振興に携わつてまいりまして、一級の研究者と常に意見交換をしたりしながら、しかしそれをどのように振興していくかということを長年携わつてまいつたこともございます。

また、ちよつと余談になりますが、お時間がありますのでお話ししたいと思いますが、昨日、日本学士院の学士院賞・恩賜賞の授賞式がございました。そして、両陛下とともに、我が大野つや子文教科学委員長も参議院議長の代理として御出席いただきまして、そしてずっとその院賞の受賞者たちから話を聞く機会がございました。

これはもう本当に自然科学のみならず、人文科学、ウイーンにおけるユダヤ人の研究とか、本当にもう目の覚めるよないろんな各般にわたる研究が賞を受けられておりましたけれども、その中である数学者が、これは数学の一つの法則を自ら証明をしたという御説明があつたわけです。それが微分幾何学の研究ということでございましたが、それをお聞きになつておりました陛下が、こ

もとより、真理の探究と知的資産の集積は、この二つが完全に保障されて初めて可能になるわけでございます。よって、中期目標の決定など今後の方針案の、本法の執行に当たっては主務大臣である文部科学大臣を始め文部省の各関係者がこの学問の自由と大学の自治に対する最大限の配慮が必要というふうに思われますが、この点に対して大臣の確約を求めて最後の質問をいたしたいと思います。

○國務大臣（遠山敦子君） 学問の自由、またそれに基づく大学の自治というのは、我が国の憲法上明確に書かれております大変大事な原則でございます。各種の法令はその下にあつて作られているわけでございます。そのようなことから、学問の自由を阻害するようなことは一切あり得ないわけでございます。

はれどのような展開が今後あるのだろうかということをお尋ねになりました。そうしまして、その若き研究者は、数学のような分野というのは何世紀にもわたって後に何らか世の中の役に立つのかかもしれない、しかし、そういうものが本当に真理の探究であり、研究の大事さであるということをおっしゃいまして、私も本当に拍手をしていたわけでございます、心の中で。

ということでございまして、私どもは正にそのようなことを十分に認識をし、今日まで科研費の充実を始め各大学の取組をサポートしてまいつたわけでございまして、ノーベル賞が三年連続で出たというのも我が省が正に科研費等を通して基礎研究を大事にしてきたということの表れでござります。

そのような知的の集積である大学を大事にしていくというのは我が国の、我が省の使命でありまして、今後この法律の運用に当たつて、当然ながら規定としてそれがござります。しかも、それをしっかりと法令上も約束するために、今回の国立大学法人法におきましては、法律の運用に当たつて大学における教育研究の特性に常に配慮すべきことというのを明文で第三条に國に義務付けているわけでござります。それから、学長の任命あるいは中期目標の作成に当たりまして、大学の意見が反映される仕組みを導入しているわけでござります。したがいまして、文部科学省としては、これらの規定は当然遵守していかなければならないわけでございます。

それから、中期目標、中期計画の中に個々の研究者の研究のテーマとかというのは、一切それは私ども問うところではございません。その大学がどのような目標で優れた研究、優れた教育をやつしていくか、そして社会に貢献していくか、そのマクロの全般的な姿勢については問うわけでございますけれども、個々の研究者の自由というのは完全に確保されているわけでございます。

したがいまして、委員お尋ねでございますが、成立後の法律の運用に当たりましては、このよう

れはどのような展開が今後あるのだろうかということをお尋ねになりました。そうしましたらその若き研究者は、数学のような分野というは何世紀にもわたって後に何らか世の中の役に立つのかかもしれない、しかし、そういうものが本当に真理の探究であり、研究の大しさであるということをおっしゃいまして、私も本当に拍手をしていたわけでござります、心の中で。

ということでございまして、私どもは正にそのようなことを十分に認識をし、今日まで科研費の充実を始め各大学の取組をサポートしてまいつたわけでございまして、ノーベル賞が三年連続で出たというのも我が省が正に科研費等を通じて基礎研究を大事にしてきたということの表れでござります。

そのような知の集積である大学を大事にしてい

な法人化の趣旨を踏まえて、学問の自由や大学の自治への配慮に十分意を用いてまいりたいと考えております。

○仲道俊哉君 大臣のお考えが十分分かりました。是非、その信念でこの法案の執行に当たつていただきたいと思います。

○内藤正光君 おはようございます。

民主党・新緑風会の内藤正光でございますが、本日は私は一時間の時間をいただきまして、質疑をさせていただきたいと思います。

まず最初、私がお伺いしたいのは、高等教育機会の確保という点で何点か質問させていただきました。ここにまず授業料、昭和五十年以降の授業料の推移という表が、一覧表がございます。これを見てみると、国立大学の授業料は昭和五十年幾らぐらいだったかといいますと、三万六千円だったんですね。それが、若干の例外を除きまして、原則隔年で、一年置きでどんどん、どんどん値上がりが続いていきまして、今では十四倍の四十九万六千八百円というふうに、十四倍にこの昭和五十年以降値上がりを続けているわけでござります。

そして、ちなみに私立と、私学と国立との格差を見てみますと、昭和五十年当時は五・一倍であつたものが今では一・六倍というふうに、格差がなくなるような方向で国立大学の授業料が急激な勢いで進んでいるわけでござります。

では、法人化後の授業料はどうなるかといふ質問、衆議院の方でも何回かあつたようでございますが、それに対する答弁は、文部科学省令でその上限と下限を定めるというふうに伺つております。しかし、この上限と下限を定めるというだけじゃ、文部科学省令、文部科学省の考え方が分からぬわけでござります。それこそ、下限をゼロ円、上限を何百万とすれば、こんなのは意味がない省令でございまして、もうちょっと具体的な文部科学省としての考え方を伺いたいと思うんですが、例えば、私が特に興味があるのは、私学との

な法人化の趣旨を踏まえて、学問の自由や大学の自治への配慮に十分意を用いてまいりたいと考えております。

○仲道俊哉君 大臣のお考えが十分分かりました。是非、その信念でこの法案の執行に当たつていただきたいと思います。

終わります。ありがとうございます。

○内藤正光君 おはようございます。

民主党・新緑風会の内藤正光でございますが、本日は私は一時間の時間をいただきまして、質疑をさせていただきたいと思います。

まず最初、私がお伺いしたいのは、高等教育機会の確保という点で何点か質問させていただきたいと思います。

ここにまず授業料、昭和五十年以降の授業料の推移という表が、一覧表がございます。これを見

格差をなくす方向でこれまで値上げがどんどん続いてきた。今後もその方向で値上げを容易にするような考え方をお持ちなのか。更に言えば、学部間でコストが当然違う。今は、国立大学は、学部によらず、全部授業料だと入学金が一緒なわけでございますが、これからは学部、コストに基づいた学部間の授業料の格差を認める方向なのか、こういったことも含めながら、授業料の在り方について文部科学省としての考え方をはつきりとお示しいただきたいと思います。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 国立大学の授業料につきましては、社会経済情勢、私立大学の授業料の水準等を総合的に勘案して改定を行つてきましたわけでございますが、国としても、今後とも必要な財源措置など国の事業としての責任を持つて対応しながら、その授業料につきましても標準額及び一定の範囲の設定を通じまして適正な金額となるよう努めてまいりたいと、こう思います。

お尋ねの中に学部別授業料のお話がございました。

学部別授業料の導人につきましては、経済的的理由によって希望する専門分野への進学の機会に制約を生じ、個人の能力に応じた教育機会の均等が損なわれるおそれがあるなどの問題があることを踏まえまして、現在、国立大学におきましては、全学、全学部、研究科同額の授業料を徴収しているところでございます。標準額につきまして学部別の取扱いを導入するかどうかということにつきましては、このような国立大学の從来からの役割を踏まえながら、慎重に検討すべきものではないかと、こう考えております。

それから、値上げはどうなのかというお尋ねもございました。

これまでも、国立大学の授業料は、社会経済情勢、私立大学の授業料の水準等を総合的に勘案して改定を行つてきています。近年では、授業料と入学料を隔年で改定してきた経緯があるものの、厳しい経済情勢等を踏まえまして、平成十五年予算における平成十六年度入学者に係る入学料

格差をなくす方向でこれまで値上げがどんどんどんどん続いてきた。今後もその方向で値上げを容易にするような考え方をお持ちなのか。更に言うならば、学部間でコストが当然違う。今は、国立大学は、学部によらず、全部授業料だとか入学金が一緒なわけございますが、これからは学部、コストに基づいた学部間の授業料の格差を認める方向なのかな、こういったことも含めながら、授業料の在り方について文部科学省としての考え方をはつきりとお示しいただきたいと思います。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 国立大学の授業料につきましては、社会経済情勢、私立大学の授業料の水準等を総合的に勘案して改定を行つてきたわけでございますが、国としても、今後とも必要な財源措置など国の事業としての責任を持つて対応しながら、その授業料につきましても標準額及

の改定は行わないということもしたところでございまして、今後とも、国が示す標準額につきましては、教育の機会均等の理念を踏まえながら、社会経済情勢、各大学における具体的な納付金額の設定状況等を総合的に勘案して適切に対処をしていただきたいと、こう考えておる次第でございます。

○内藤正光君 優勝校長　いろいろ述べていただき

いたわけなんですが、さっぱり分かりません、何を言つてゐるのか、何を言つてゐるのか。私が聞いたのは、これまで私学との格差をなくすための方針でどんどんどんどん、今四十九万六千八百日に直二千九百一十九日、まことに、

これからもそれを容認する方向なのか、あるいは学部間のコストに基づいた授業料格差を認める方向なのか。慎重に検討するつて、今、来年四月から始まるんですよ。これから入学案内作っていいかなきやいけないんですよ。それを、検討するなんて寝ぼけたこと言つてちや駄目ですよ。もつとはつきり言つてくださいよ。

フットティングでお願いしたいと、今度は国立大学は法人化するならば私学も一緒だと、こういう強い要請もいただいているところなんです。授業料に見る限り、実は、確かに二年置きに上がつておりますが、これは私学も上がつてきたということもありまして、それにつられたと言うふと問題かもしれませんのが、全体的に上がつてきていたことは間違いないありません。

これを見ますと、しかし私学との格差の…
六というのはずっと維持してきているわけです、
格差、授業料については、これは、一応一つの基
準というものは、この維持は、これは維持してい
かなきや、もうここは一応この格差というものが
限界ではないかなというふうに見ておるわけでござ
いまして、今、この格差をトータルとして見た
ときに、文部科学省としてこれを更に縮める、ある
いはもう開いてもいいという、大体この基準を
一つにしているということ。
それから、授業料については、この十五年度の

五十二万八百円というものが今回改定をいたしました。そこで、この案、これを標準にして考えることでありますから、委員御指摘のように、あと、上を百万にするとか下をゼロにするとかということ、それは、そういう決め方は考えておりませんで、これを標準額にして前後をどう見るかということ、これはやっぱりそれの大半、これから法人化されて経営計画を立て、リーズナブルな設定の仕方があるであらうということ、ふうなことも期待しながら、これを基準に決めるということで、今この時点で上何%、下何%をまだ決めていないというのが現状であります。この数字が基準になるということころまでは基本的な認識にあるわけでございます。

五十二万八百円というものが今回改定をいたしました案でございますが、この案、これを基準にして考
えていることありますから、委員御指摘のように、あと、上を百万にするとか下をゼロにするとかいうこと、それは、そういう決め方は考えておりませんで、これを標準額にして前後をどう見るかということ、これはやっぱりそれぞれの大学、これから法人化されて経営計画を立てて、リーズナブルな設定の仕方があるであろうということふうなことも期待をしながら、これを基準に決めるということで、今この時点で上何%、下何%をまだ決めていないというのが現状でありますが、この数字が基準になるというところまでは基本的な認識にあるわけでございます。

○内藤正光君 実は、国立大学の授業料というのは、単なる授業料にとどまることなく、国がどう考
えているか、高等教育行政というものに対しても、どういう考え方を持っているのか、これが如実に表
れてくるのが正にこのあれですよ、授業料です。
皆さん御案内のように、ヨーロッパでは授業
料、ほとんどないですよね。あつたとしても、か

これは一つの目安ではないかと。ところが、私学はこれからどんどんやつぱり増えしていくわけですから、見ていても。ということは、それに同期を合わせる形で国立大学も上がっていくのは容認するということですか。そういう理解でいいですか。

○副大臣(河村建夫君) 私学がどんどん上がっていくかどうか。これから少子化時代を迎えるながら、そして私学の経営というものを抜本的に私は私学側も考えなきゃならないときに来ているのじゃないかと思うんです。これ以上私学の授業料がどんどん上がっていくことが果たして大學經營にとってプラスになるかどうか。これは当然私学側もお考えになることだろうと、こう思つておりますし、それから、委員御指摘のように、奨学金制度そのものがまだ十分でないという御指摘もございます。しかし、相当量的には拡大されておりまして、まだ私が念願、口だけ言つたつて駄目だとよく指摘を受けるのであります。が、希望する学生にはそれ相応の奨学金を得られるような制度、これはもつと力を入れていかなきやいかぬと思っておるところでございまして、やつぱりこの奨学金制度というのも併せて拡充をしながらこれに対応していくということであります。

しかし、授業料等については、これからこういう時代であります。ましてや、デフレ経済のさなかにあるわけでありますから、むしろ抑制ぎみに考えていかなきやなりません。当然、財政当局と絶えずこの問題についてはこれまで詰めてきておりまして、まだ未調整の部分もあるわけでござります。これから法科大学院も出てくるわけでございます。その授業料をどうするかという問題も、実は今未調整中でござります、調整てきておりませんが、そういうやつぱり国家の財政との絡みも当然出てまいりますので、そういうことも十分しんしゃくをしながらも、しかしどんどん授業料を上げていくこと、これが私も決して望ましいとは思つておらませしが、これまで平成二年から

こちら、一年置き、一年置いたら願いをするということになつてきておるわけでございまして、六十二年からですね、授業料の方は。そういうことでやつてきておりますが、私はできるだけ抑制の方向でなければいかぬ、こういうふうに考えておるところであります。

○内藤正光君 本当に、今の段階でその程度の見解で本当に省令できるんですか。いつ明確な形で考え方を対外的に発表できるんですか。各大学はその文部科学省の方針が決まらないから、これ、募集さえもできないんですよ。

いつですか、いつぐらいに明確にする御予定ですか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 具体の授業料の標準の額につきましては、これは十六年度の概算要求のシステムの中で決まっていくんだろうと、こう思つております。

○内藤正光君 決まっていくだろうと思われる、人ごとじやないんですね。どういう方針を持つて授業料を決めるか、考えているのか、これを今の一歩段階でお示しいただかないと駄目なんですよ。

その程度なんですか、でも、今、まあ大体一・六倍程度云々というのはあつたけれども。

○国務大臣(遠山敦子君) 私は、今回の法人化によつて学生たちにとつても非常にメリットがないといけないと思っています。まず、学生たちにとって重要なのは、魅力的な授業が行われ、そして自由潤達に自分たちの研究への参加等々、そういったことがこれまで以上にできると思います。

そして同時に、委員御指摘のように、国立大学に入るべきもできるだけ入りやすい、経済的な意味でですね、そういう状況でなくてはいけないと思います。

その意味で、もちろん、局長やそれから副大臣から正確にお答えしましたように、今の段階で幾ざいますが、私としては、学生にとつて今回の法人化によって授業料が高くなつてしまつたり利用に入ることもできるだけ入りやすい、経済的な意味でですね、そういう状況でなくてはいけないと思

なくてはいけないと思っています。そのことは、文部科学省といたしましては、私はこれからの財政状況ということもあって、担当の省との交渉というものはもちろんあるわけでございますけれども、私の考えとしましては、学生にとつて今回の法人化というものが経済的な面でも負担が多くなるというようなことはさせたくない、そのつもりで今後とも対処していきたいと思っております。

今の時点で幾らにするということは、まだ法律も通つていなければいけませんし、今後の予算折衝の過程に譲らなくてはいけないと私は思つてありますけれども、私は、副大臣も言つてくれましたような考え方というのを一つの基準としながら努力していくということをお答えしたいと思います。

○内藤正光君 本当にできるだけ早く決めていただきたい。ただ単にそれは数字を決めればいいといふものではなくて、高等教育行政という観点からどうあるべきか、授業料、というのをもつと総合的に考えて決めていただきたいとは思うんですが、大臣はいろいろ家計に余り負担にならない

よう形で決めていきたいとおっしゃつたわけなんですが、残念なことにこの長く続く景気低迷の中で、残念なことに、悲しいことに、経済的理由でもつて進学を断念せざるを得ない人たちが大勢いるわけですよ。

私は、再三申し上げておりますように、大学で学ぶ機会、高等教育を受ける機会というのは、私は機会の平等として国が何としても守らなきやいけないものだと思っております。ところが、おかしなことに、今の日本は機会の平等ではなく結果の平等を守らんがために大変な額の予算を投じてしまつてているという、大変ゆがんだ国になつちゃつてているんです。私は、教育というのは機会の平等として、だれも望む人がすべてそれを受けられるような状況を作り上げなきやいけない、そしてその責務を負つているのが私は国だと思っているんです。そこで、私は、そういうた意味では、機会の平等の確保は本当に國の最重要責務だと思います。そしてまた、それを担うの

ります。

そこで、確認をしたいんですけど、この高等教育の機会、その重要性に対する認識をお伺いしたい

のと、文部科学省、大臣としての御認識をお伺い

したいのと、そしてそれを守つていくために、

じゃ具体的にどういうお考えがあるのか、施策が

あるのか、お尋ねしたいと思います。

○副大臣(河村建夫君) 委員御指摘の教育条件を、機会を均等にしていく、これは私も正にそう

でなきやいかぬと、こう思つておりますが、やや

もするこれまでの教育が結果の平等を求め過ぎ

たという指摘もござります。その点は十分配慮し

なきやならぬと、こう思つておりますし、教育の

機会均等というのは日本の教育の最大の一つの

テーマでありますし、またこれを実現するために

これまで努力してきましたし、これからも努力して

いかなきやならぬと、こう思つておるわけでござ

りますが。

そういう意味では、これまで国立大学において

は、正に全国的にも均衡の取れた配置をしてき

た、全県に国立大学を置くという大方針の下で今

日までやつてきてそれが定着をしたところでござ

いまして、このことはいわゆる進学機会の均等と

いいますか、そういう意味で大きな役割を私は果

たしてきましたわざでござります。このことはこれからも変えてはならぬことだと、こう思つております

何か御施策、具体的なお考えはありますでしょ

うか。

○副大臣(河村建夫君) 先ほどの仲道委員の御指

摘要の中にありました

が、評価の際においても、

やつぱり地域の特性を生かした教育をやつてい

る、そういうものについて平等にやつぱりきちんと

評価をしなきやいかぬという御指摘がございま

す。これも私は一つの大変な視点だというふう

に思つておるわけでござります。

と同時に、あとはやつぱり財政的な措置の問

題、財源措置の問題等々も、これは大学法人化し

ても國が責任を持つておるわけでござりますか

正にその機会を失うということに、御指摘のとお

りでござりますので、この点についても十分配慮

しなきやならぬと、こう思つておるところでござ

いまして、この大学法人化に伴つて、機会の均等

なきやいかぬ、その方針であるということを申し

上げておきたいと思います。

○内藤正光君 副大臣は地方の国立大学のことを

おつしやいました。私も同感なんです。やはり、

地方の国立大学というのは、高等教育の機会を地

方の在住の方々に与えるという意味では大変大

きな役割を担つてゐるわけなんですが、その辺の

御認識は持たれているということは確認をさせて

いただきました。その中で、特に何かその辺は施

策はあるんですか。やはり、地方の国立大学とい

うのは、もう繰り返しになりますが、できるだけ

多くの人に高等教育機会を与えるという意味で、

東京にある東京大学だと一橋大学だと、いわ

ゆる旧帝大とは違つた役割を担つてゐるわけなん

です。ですから、同じような尺度で八十九の大学

を考えることはしちゃいけないんだと思ひます。

地方の大学はまた特別な考え方で対応しなきや

いかなきやならぬと、こう思つておるわけでござ

りますが。

そういう意味では、これまで国立大学において

は、正に全国的にも均衡の取れた配置をしてき

た、全県に国立大学を置くという大方針の下で今

日までやつてきてそれが定着をしたところでござ

いまして、このことはいわゆる進学機会の均等と

いいますか、そういう意味で大きな役割を私は果

たしてきましたわざでござります。このことはこれからも変えてはならぬことだと、こう思つております

何か御施策、具体的なお考えはありますでしょ

うか。

○副大臣(河村建夫君) 先ほどの仲道委員の御指

摘要の中にありました

が、評価の際においても、

やつぱり地域の特性を生かした教育をやつてい

る、そういうものについて平等にやつぱりきちんと

評価をしなきやいかぬという御指摘がございま

す。これも私は一つの大変な視点だというふう

に思つておるわけでござります。

と同時に、あとはやつぱり財政的な措置の問

題、財源措置の問題等々も、これは大学法人化し

ても國が責任を持つておるわけでござりますか

正にその機会を失うということに、御指摘のとお

りでござりますので、この点についても十分配慮

しなきやならぬと、こう思つておるところでござ

いまして、この大学法人化に伴つて、機会の均等

なきやいかぬ、その方針であるということを申し

上げておきたいと思います。

○内藤正光君 副大臣は地方の国立大学のことを

おつしやいました。私も同感なんです。やはり、

地方の国立大学というのは、高等教育の機会を地

方の在住の方々に与えるという意味では大変大

きな役割を担つてゐるわけなんですが、その辺の

御認識は持たれているということは確認をさせて

いただきました。その中で、特に何かその辺は施

策はあるんですか。やはり、地方の国立大学とい

うのは、もう繰り返しになりますが、できるだけ

多くの人に高等教育機会を与えるという意味で、

東京にある東京大学だと一橋大学だと、いわ

ゆる旧帝大とは違つた役割を担つてゐるわけなん

です。ですから、同じような尺度で八十九の大学

を考えることはしちゃいけないんだと思ひます。

地方の大学はまた特別な考え方で対応しなきや

いかなきやならぬと、こう思つておるわけでござ

りますが。

そういう意味では、これまで国立大学において

は、正に全国的にも均衡の取れた配置をしてき

た、全県に国立大学を置くという大方針の下で今

日までやつてきてそれが定着をしたところでござ

いまして、このことはいわゆる進学機会の均等と

いいますか、そういう意味で大きな役割を私は果

たしてきましたわざでござります。このことはこれからも変えてはならぬことだと、こう思つております

何か御施策、具体的なお考えはありますでしょ

うか。

○副大臣(河村建夫君) 先ほどの仲道委員の御指

摘要の中にありました

が、評価の際においても、

やつぱり地域の特性を生かした教育をやつてい

る、そういうものについて平等にやつぱりきちんと

評価をしなきやいかぬという御指摘がございま

す。これも私は一つの大変な視点だというふう

に思つておるわけでござります。

と同時に、あとはやつぱり財政的な措置の問

題、財源措置の問題等々も、これは大学法人化し

ても國が責任を持つておるわけでござりますか

正にその機会を失うということに、御指摘のとお

りでござりますので、この点についても十分配慮

しなきやならぬと、こう思つておるところでござ

いまして、この大学法人化に伴つて、機会の均等

なきやいかぬ、その方針であるということを申し

上げておきたいと思います。

○内藤正光君 副大臣は地方の国立大学のことを

おつしやいました。私も同感なんです。やはり、

地方の国立大学というのは、高等教育の機会を地

方の在住の方々に与えるという意味では大変大

きな役割を担つてゐるわけなんですが、その辺の

御認識は持たれているということは確認をさせて

いただきました。その中で、特に何かその辺は施

策はあるんですか。やはり、地方の国立大学とい

うのは、もう繰り返しになりますが、できるだけ

多くの人に高等教育機会を与えるという意味で、

東京にある東京大学だと一橋大学だと、いわ

ゆる旧帝大とは違つた役割を担つてゐるわけなん

です。ですから、同じような尺度で八十九の大学

を考えることはしちゃいけないんだと思ひます。

地方の大学はまた特別な考え方で対応しなきや

いかなきやならぬと、こう思つておるわけでござ

りますが。

そういう意味では、これまで国立大学において

は、正に全国的にも均衡の取れた配置をしてき

た、全県に国立大学を置くという大方針の下で今

日までやつてきてそれが定着をしたところでござ

いまして、このことはいわゆる進学機会の均等と

いいますか、そういう意味で大きな役割を私は果

たしてきましたわざでござります。このことはこれからも変えてはならぬことだと、こう思つております

何か御施策、具体的なお考えはありますでしょ

うか。

○副大臣(河村建夫君) 先ほどの仲道委員の御指

摘要の中にありました

が、評価の際においても、

やつぱり地域の特性を生かした教育をやつてい

る、そういうものについて平等にやつぱりきちんと

評価をしなきやいかぬという御指摘がございま

す。これも私は一つの大変な視点だというふう

に思つておるわけでござります。

と同時に、あとはやつぱり財政的な措置の問

題、財源措置の問題等々も、これは大学法人化し

ても國が責任を持つておるわけでござりますか

正にその機会を失うということに、御指摘のとお

りでござりますので、この点についても十分配慮

しなきやならぬと、こう思つておるところでござ

いまして、この大学法人化に伴つて、機会の均等

なきやいかぬ、その方針であるということを申し

上げておきたいと思います。

○内藤正光君 副大臣は地方の国立大学のことを

おつしやいました。私も同感なんです。やはり、

地方の国立大学というのは、高等教育の機会を地

方の在住の方々に与えるという意味では大変大

きな役割を担つてゐるわけなんですが、その辺の

御認識は持たれているということは確認をさせて

いただきました。その中で、特に何かその辺は施

策はあるんですか。やはり、地方の国立大学とい

うのは、もう繰り返しになりますが、できるだけ

多くの人に高等教育機会を与えるという意味で、

東京にある東京大学だと一橋大学だと、いわ

ゆる旧帝大とは違つた役割を担つてゐるわけなん

です。ですから、同じような尺度で八十九の大学

を考えることはしちゃいけないんだと思ひます。

地方の大学はまた特別な考え方で対応しなきや

いかなきやならぬと、こう思つておるわけでござ

りますが。

そういう意味では、これまで国立大学において

は、正に全国的にも均衡の取れた配置をしてき

た、全県に国立大学を置くという大方針の下で今

日までやつてきてそれが定着をしたところでござ

いまして、このことはいわゆる進学機会の均等と

いいますか、そういう意味で大きな役割を私は果

たしてきましたわざでござります。このことはこれからも変えてはならぬことだと、こう思つております

何か御施策、具体的なお考えはありますでしょ

うか。

○内藤正光君 副大臣は地方の国立大学のことを

おつしやいました。私も同感なんです。やはり、

地方の国立大学というのは、高等教育の機会を地

方の在住の方々に与えるという意味では大変大

きな役割を担つてゐるわけなんですが、その辺の

御認識は持たれているということは確認をさせて

いただきました。その中で、特に何かその辺は施

策はあるんですか。やはり、地方の国立大学とい

うのは、もう繰り返しになりますが、できるだけ

多くの人に高等教育機会を与えるという意味で、

東京にある東京大学だと一橋大学だと、いわ

ゆる旧帝大とは違つた役割を担つてゐるわけなん

です。ですから、同じような尺度で八十九の大学

を考えることはしちゃいけないんだと思ひます。

地方の大学はまた特別な考え方で対応しなきや

いかなきやならぬと、こう思つておるわけでござ

りますが。

そういう意味では、これまで国立大学において

は、正に全国的にも均衡の取れた配置をしてき

た、全県に国立大学を置くという大方針の下で今

日までやつてきてそれが定着をしたところでござ

いまして、このことはいわゆる進学機会の均等と

いいますか、そういう意味で

う点についても配慮しながら構成を考えていくことにならうかと思います。

○内藤正光君 ちなみに 国立大学法人評価委のメンバー数というのは何人ぐらいになるんですか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 十数名程度を考えております。

○内藤正光君 ということは、局長のおっしゃったことをもつと数字上で言うならば、その十数名の中に少なくとも一名は地方の国立大学の実情に精通した人を入れるという、そういう理解でよろしいわけですね。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 具体に一人一人役割を決めてということにはならないと思いますけれども、そういうことを、実情をよく分かった人が入ってくるということはやはり必要なことだろうと思つております。

○内藤正光君 分かりました。引き続きまして、高等教育機会の確保という観点で、やはり奨学制度のことについて触れないわけにはいきません。

先ほども申し上げましたように、ヨーロッパといふのは、もう本当に国立大学の授業料そのものがないか、あつたとしてもそんなに高くなないし、そして様々な減免措置が講じられますから、もうかなり負担は抑えられていると。それに対してアメリカというのは逆の方向にあるわけなんですけれども、それに対応するかなり質的にも量的にも、あるいはまた対象学生数の数からしても充実した奨学制度というものが整備されていると。つまり、欧米では本当に学びたい人が学べるという、そういうような環境整備が整つているというふうに私は理解をしておりますが、ところが日本は、先ほどから再三申し上げておりますように、国立大学も私立大学と同じようなテンボでぼんぼんぼん値上げを許容する。だつたら、私は国立大学つて要らないんじゃないのと言いたくなっちゃうぐらいなんですね。というふうに上がっていくし、また奨学制度は

じゃどうかなと思えば、今回の日本育英会の独法化に伴つて、ただでさえ不備だと言われている、余り良くない、質的にも良くないと言われている、数的にも良くないと言われている奨学制度といふのがますます単なる学生ローンに変質しないものがますますありますね。かなり質的にも落ちてくるわけですよ。

本当に私は、こんなん高等教育機会を文科省は本気で確保していくという、そういう意思があるのかどうか私は疑問に思えてしようがないですが、そういつた高等教育機会の確保という観点で、奨学制度の在り方はどうあるべきだというふうにお考えでしようか。

○国務大臣(遠山敦子君) 御指摘のように、奨学金事業というものは、教育の機会均等を担保する上で大変大事な役割を持つていると私は思つております。これは、次の時代を担う学生たちが学ぶ意欲があれば学ぶ機会が与えられるということは、本人にとっても生きがいある人生を送るのに大事でございますが、さらには、それは社会にとつて、国にとつても大事なことであるわけでございまます。

そのような観点から、私どもとしましては、高等教育機関における人材育成をしっかりと担保するという意味から、奨学金制度について毎年拡充を図つてまいっているところでございます。既に先般、日本育英会法の改正等の新たな学生支援の制度の名に値するのかと私は大きな疑問符を持っています。疑問を持つています。

ところが、今回給費制度がすっぽり抜け落ちてしまつてゐるんですが、じや、大臣のお考えとしては、取りあえずは望む人にできるだけ多くのお金を貸し与えることができた、第一歩だと。私もそれはそれなりに評価しますが、ただ、そこでとどまることなく、給費制度の導入及び大幅拡充も今後検討課題だというお考えをお持ちですか。

○国務大臣(遠山敦子君) 今、無利子奨学金を事業の根幹としておりまして、このことについては

あります。もちろん、諸外国の非常に充実した奨学制度に比べますとまだまだという感ももちろんいたします。しかし、ともあれ、手を挙げて借りたいという人に貸すことができるところまで今まで到達しようとしたしております。今後は、それを更にどのように充実していくことができるかという角度で私は考えていく必要があるなと思っております。

日本の経済状況が一九九〇年代、八〇年代、九年〇年代に掛けて個人の所得がずっと上がってきましたということを背景にして、授業料の問題あるいは奨学金の問題等についてもこれまで考えられてきたわけでございますが、今、いささか足踏みをいたしております。そんなときに、今までのまでいいのかということも私は個人としては非常に考えておりまして、そういう広い意味での日本における高等教育における人材育成という角度から奨学金の充実等々の問題はしっかりと考えていく必要があるというふうに考えております。

○内藤正光君 大体、諸外国で奨学制度といつたら、やはりそこの根幹には給費制度というものがあるわけですよね。日本のよう無利子ローンにしろ有利子ローンにしろ、あれはよせん学生ローンなんですよ。それははつきり言えば奨学制度の名に値するのかと私は大きな疑問符を持つています。疑問を持つています。

ところが、今回給費制度がすっぽり抜け落ちてしまつてゐるんですが、じや、大臣のお考えとしては、取りあえずは望む人にできるだけ多くのお金を貸し与えることができた、第一歩だと。私もそれはそれなりに評価しますが、ただ、そこでとどまることなく、給費制度の導入及び大幅拡充も今後検討課題だというお考えをお持ちですか。

○国務大臣(遠山敦子君) 今、無利子奨学金を事業の根幹としておりまして、このことについては

いう思想でずっとまいります。給費の面につきましては、私は調べてみました。給費制というものは、日本の育英会制度の歴史をたどりますと、最初から、自立して貸与を受けたけれども、その後、これを返していく、そして循環型でいくと

あります。もちろん、諸外国の非常に充実した奨学制度に比べますとまだまだという感ももちろんあります。しかし、ともあれ、手を挙げて借りたいという人に貸すことができるところまで今まで貸すことができるわけですね。もちろん、その中には貸すもあるわけございますが、年間六百三十億円使われていています。国だけでも借りると、確かに貸すということばかりでございますが、私はやはり、学生というのは一定年齢以上でございますから、自ら借りて、そして返して、次の世代がまた借りてという今の日本が取つていている貸与制度の循環型といいますか、これは私はそれなりに自立型社会の生き方としてはある方

向といいますか、日本の現状において説明できる中身であると思っています。ただ、その額についてどうなのか、さらには、制度の、もうちょっとシステムとして借りやすくすることありますとか使いやすくするとか、様々な工夫も重ねなくてはならないかと思つておりますが、今日、奨学金制度の根幹となつております無利子奨学金というものについて継続していくことにおいて変化はないわけでございます。

○内藤正光君 この奨学制度については、また場を改めて議論をさせていただきたいわけでございますが、やはり最後に、この項目で最後に申し上げさせていただきたいのは、やはり今の日本に言われているのは、いかに優秀な人材を育て上げることができるか、それなりに評価しますが、ただ、そこでとどまることなく、給費制度の導入及び大幅拡充も今後検討課題だというお考えをお持ちですか。

○国務大臣(遠山敦子君) 今、無利子奨学金を事

業の根幹としておりまして、このことについては私は変更はあつてはならないと思つております。給費制というものは、日本の育英会制度の歴史をたどりますと、最初から、自立して貸与を受けたけれども、近年、これまでの歴史上、どちらかといふと育英に重点を置いてきた考え方から、これによりまして最近では、無利子奨学金と有利子奨学金を合わせた事業全体におきましては、貸与基準を満たす希望者はほぼ全員採用いたして

けて、授業料の決め方もまた奨学金制度の充実もこれから最重要課題として進めていくいただきたい、取り組んでいっていただきたい、このことをまず申し上げて、ちょっと話題を、評価といふものについて、評価に変えさせていただきたいと思います。

ここしばらく総務省さんに何点かお尋ねしたいと思つておりますが、この法律見ていきますと、第三十五条で独立行政法人通則法の準用というところが、項目がございます。この通則法を準用するがために、総務省が、具体的には独法評価委員会なんですが、そこが大学法人の評価に関与できるような仕組みになつてしまつているわけです。

私は、でも、ふと考えますと、第三条でも言つてゐるよう、教育研究の特性に配慮しなければならないからこそ独法評価委員会とは別の国立大学法人評価委員会というものを作つたんじやないですか。そうですね。総務省とは違う、専門性を持つた評価委員会を作つたわけなんです。

にもかかわらず、なぜ門外漢であるところの総務省、もつと具体的に言えば独法評価委員会が国立大学法人の評価に口出しをするんですか。ちょっと、それがよく分からんのですが。

○政府参考人(袖木俊二君) お答えいたします。

総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会、略して独法評価委員会と申しますが、この独立行政法人に関する全政府レベルの第三者評価機関としまして、第一次評価機関、各省の第一次評価機関が行います評価が適切に機能しているかどうか、これを評価するとともに、中期目標期間終了時に法人の全般的な見直しを行うという目的で、言わば独立行政法人制度における事後チェックシステムの客観的かつ厳正な評価を実施すると、担保すると、そういう役割を担つております。

国立大学法人につきましても、一般的の独立行政法人と同様、評価の客観的かつ厳正な実施を確保

するために、政策評価・独立法人評価委員会が、一般的の独立行政法人の場合と同様、総務省に役割を持たせていると、こういうふうに考えております。評価に変えさせていただきたいと申します。

評価に変えさせていただきたいと思う

るために、政策評価・独立法人評価委員会が、一般的の独立行政法人の場合と同様、総務省に役割を持たせていると、こういうふうに考えております。評価にそれほど立ち入つてすることはなかつたがために、評価に変えさせていただきたいと思います。

○内藤正光君 今の答弁じゃ、今回の国立大学改革、何なのかというのが分からなくなるんです。

いいですか。通常の独法というのは、あくまで各行政機関のエージェントとして、執行機関として設けているわけですよ。今回の国立大学改革なものは、大学の自律性を高めるための取組なわけですよ。それを、通則法に基づく一般の独法とともに総務省が関与するということは、それをもう真っ向から否定していることにほかならないんですよ。違いますか。

つまり、あくまで文科省の一所所属機関というふうな位置付けで思つていらつしやるわけですか。

○政府参考人(袖木俊二君) 今、先生の方から、専門家ではない素人の委員会がと、こういう御指摘ございましたけれども、私ども総務省の評価委員会の場合でございましても、委員とか専門委員といつたものに、関係者にですね、大学の先生等大学関係者がかなり多数任命されておりまして、必ずしも専門家でないとは言えないんじゃないかというふうには思つております。

また、二次評価機関には、一次評価機関が行います専門的な視点からの評価だけでなく、別の視点からの評価も期待されているんじゃないかと、こう思つております。

いずれにせよ、今後、必要に応じて大学運営に造詣の深い有識者を、委員あるいは専門委員でね、追加的に加えていくことが必要であるかと思つております。

○内藤正光君 本当に文科省としてそういうこと

ございますので、一次機関が行いますような専門的な評価にそれほど立ち入つてすることはなかつたがために、評価に変えさせていただきたいと思います。

○内藤正光君 今、先生の方から、専門家ではない素人の委員会がと、こういう御指摘ございましたけれども、私ども総務省の評価委員会はかなりの権限があるわけですよ。評価に対する評価というのもあるんですが、もう一つとして、中期目標の期間終了時における大学法人の主要な事務事業の改廃に関する文部大臣への勧告、そこまであるんですよ。これ、ちょっと、この主要な事務事業の改廃に関する文部大臣への勧告とあるわけなんですね。そこをちょっとお伺いしたいんですが、これ

は、すなわち学部、学科の改廃をも意味するということですか。そこまで総務省のこの評価委員会は関与するということですか。

○政府参考人(袖木俊二君) 一般的論としまして、総務省の二次評価機関が行います各法人の主要な事務事業の改廃といったものはどんなものかといふものにつきましては、法律上規定ございません。これは、恐らくそういうものは各法人ごとに決めていく必要があるということからこうなつていてるものと思っております。

したがいまして、今後この法律を運用していくに当たりまして、各法人の設立目的とかあるいは法人の中期目標といったものの、あるいは私ども総務省の評価機関に課せられた、あるいは期待されている役割を考えながら、具体的にその中身を決めていくということにならうかと思つております。

○内藤正光君 この時点での程度の答弁だと、なかなかちょっと安心できないというか、正にも

するに、政策評価・独立法人評価委員会が、一般的の独立行政法人の場合と同様、総務省に役割を持たせていると、こういうふうに考えております。評価にそれほど立ち入つてすることはなかつたがために、評価に変えさせていただきたいと思います。

○内藤正光君 今の答弁じゃ、今回の国立大学改革、何なのかというのが分からなくなるんです。

いいですか。通常の独法というのは、あくまで各行政機関のエージェントとして、執行機関として設けているわけですよ。今回の国立大学改革なものは、大学の自律性を高めるための取組なわけですよ。それを、通則法に基づく一般の独法とともに総務省が関与するということは、それをもう真っ向から否定していることにほかならないんですよ。違いますか。

つまり、あくまで文科省の一所所属機関というふうな位置付けで思つていらつしやるわけですか。

○政府参考人(袖木俊二君) 今、先生の方から、専門家ではない素人の委員会がと、こういう御指摘ございましたけれども、私ども総務省の評価委員会の場合でございましても、委員とか専門委員といつたものに、関係者にですね、大学の先生等大学関係者がかなり多数任命されておりまして、必ずしも専門家でないとは言えないんじゃないか

というふうには思つております。

また、二次評価機関には、一次評価機関が行います専門的な視点からの評価だけでなく、別の視点からの評価も期待されているんじゃないかと、こう思つております。

いずれにせよ、今後、必要に応じて大学運営に造詣の深い有識者を、委員あるいは専門委員でね、追加的に加えていくことが必要であるかと思つております。

○内藤正光君 本当に文科省としてそういうこと

ございますので、一次機関が行いますような専門的な評価にそれほど立ち入つてすることはなかつたがために、評価に変えさせていただきたいと思います。

○内藤正光君 今、先生の方から、専門家ではない素人の委員会がと、こういう御指摘ございましたけれども、私ども総務省の評価委員会はかなりの権限があるわけですよ。評価に対する評価というのもあるんですが、もう一つとして、中期目標の期間終了時における大学法人の主要な事務事業の改廃に関する文部大臣への勧告とあるわけなんですね。そこをちょっとお伺いしたいんですが、これ

は、すなわち学部、学科の改廃をも意味するということですか。そこまで総務省のこの評価委員会は関与するということですか。

○政府参考人(袖木俊二君) 一般的論としまして、総務省の二次評価機関が行います各法人の主要な事務事業の改廃といったものはどんなものかといふものにつきましては、法律上規定ございません。これは、恐らくそういうものは各法人ごとに決めていく必要があるということからこうなつていてるものと思っております。

したがいまして、今後この法律を運用していくに当たりまして、各法人の設立目的とかあるいは法人の中期目標といったものの、あるいは私ども総務省の評価機関に課せられた、あるいは期待されている役割を考えながら、具体的にその中身を決めていくということにならうかと思つております。

○内藤正光君 この時点での程度の答弁だと、なかなかちょっと安心できないというか、正にも

ております。そこでご質問をお答えを申しておるわけですが、

○内藤正光君 法案、法文を読んで気付いたのは、調査検討会議の報告ではこういう文言があつたかと思いますが、監事には大学の教育研究及び大学運営に關し高い識見を有する学外者を登用するという文言がありました。ところが、法案の中以上であります。

にはそういう文言は「一切見る」とか「できない」んですが、当然これは監事の選考基準としてこの精神は生かされるという理解でよろしいんですね。

○政府参考人(玉井日出夫君) 学外者が含まれるようになると役員の規定があるわけでござりますから、そこを踏まえて選任をする、すなわち職員でない者が含まれるようなどいうのは監事にも当たってはまつてくるわけでござります。したがいまして、そういう点も踏まえて、官民を問わず幅広い観点から適任者を選ぶということになつてくるわけであります。

ただ、この検討会議の中で言っている教育研究及び大学運営に関し高い識見を、じゃ持たなくともいいわけですね、ということになるわけです。それは当然尊重するんですね。

（政府参考人玉井日出夫君）先ほどお答えいたしましたように、具体的な、まだイメージでござりますけれども、監査の問題と併せて、言わば

会計的な問題と併せて大学の行う業務に精通した者という中に、幅広いやはりいろんな人たちが入つていただくということを考えているわけでござります。

○内藤正光君 大学の業務つて幅広いわけですよ
ね。文部行政に精通した人もある意味大学の業務
に精通しているわけですよね。私は、文部科学省
として、今世間の批判をどの程度真剣に受け止め
ているのか、私はその姿勢を問いたいと思うんで
すよ。例えば、もう既に幾つも独法化なされてい
ますよ。これはあくまで行政のスリム化だとか効
率化を目指してやると。

ところが、いろいろ新聞記事も書いてあります
が、スリム化とは名ばかり、単に焼け太りだつた

と、これは別に文科省さんだけのことと言つていいわけじやないんです。全体のことを言つていいわけです。例えば常勤役員、これ監事ではないんですけど、常勤役員に関して言うならば、百六十八名の常勤役員のうち、なんと霞が関O.Bは何割ですか。九割以上ですよ。私もあと監事に限つて

割合で霞が関OBが各独立行政法人に横滑りなり天下つてゐるわけですよ。世間の批判というは正にそこにあるわけですよ。スリム化だと効率化を目指して独法化をやるやると言つておきながら、結局はポストが増えてそこに天下り、横滑り、焼け太りじゃないかという、そういう評価が今世間ではいろいろ言われているんですよ。

何も私は霞が関OBが一人も行つちゃいけないなんて言つてゐるわけじゃないんですよ。ちゃんと公平な透明な基準にのつとつて、照らし合わせて、明らかに理窟つらうござんまい。

れたならば私は行つてもいいけれども、しかし、
ポストができたことをいいことにござつと天下り
なり横滑りをやるとなると、私は、これは文科省
の私は良識が問われると思いますよ。いかがです

○政府参考人(玉井日出夫君) 監事の具体的な選任が、これは今後法律が成立してその後具体に検

討していくことになるわけですが、さしいまして、今申し上げておるのは、今の監事の基本的な性格、これに照らしての基本的な考え方を申し上げていいわけでございますが、いずれにせよ、私どもと

しては、やはり法人の業務の適正な執行を担保し、かつ中立性が求められているのがやはり監事の制度的な位置付けでございますので、それを踏まえて適切に対応いたしたいと。あくまでもそれが監事の職にふさわしい者、私どもは官民を問わず幅広い分野から適正に選任をする、この基本的な考え方はきちんと持っているつもりでござります。

○内藤正光君 正に同じことをおっしゃりながら、この百六十八名の常勤ボストのうち九割もの

霞が関の日が横濱にたり天下にてしるわいてすよ、ふさわしい者として。ですよね。さつき、基準つて聞いたんですが、あんな基準だれだつて当てはまりますよ。みんなの基準と言いませんよ。

そして、もつと言うならば、今回の大学改革の一つの柱にやつぱり役員会制の導入というのがあ

ると、なぜ役員会制といふものを導入したかというと、トップマネジメントの実現であつたりとか、あるいはまた民間的発想の経営手法を導入する、この二点にあるわけですね。

民間的発想ということで、民間企業いろいろ見てみますと、ここ数年で多くの民間企業で経営上の問題が露呈してきたわけです。なぜかといえば、今まで形式的な監査が問題だつたといろいろ言われてゐるわけですよ。だから、監査はこれからは形式的であつてはならない、ちゃんとしつかりと監視するような、会社の経営を監視するようにならなければならぬ、と言つて

きてはいるわけですよ。民間はそういうふうに変わってきてはいるんですよ。形だけじゃ駄目だと。形だけここ二名置けばいいというんじゃないと。そういうふたことをちゃんと受け止めているのかな

とですから 私は そういう意味ではガノナ
ンスの確立のためにも私は監事の役割というの
は 大変大きいものと思つてゐるんです。

そこでちよつとお尋ねしたいのは、今回のそ
ういった法改正の目的だとか趣旨に照らして改めて
お伺いします。監事の果たすべき役割は何なの
か、その基本認識を改めてお尋ねします。

○政府参考人(玉井日出夫君) 基本的には、各法人、国立大学法人でございますけれども、その法人のそれぞれ特色があるわけでございます。それぞれの業務の適正な執行を担保する、その運営状況についてきちんと監査を行うということでございまして、それを一つはかなり専門的な言わば会計的な目で見る。それから同時に、大学の業務全般にわたって、それぞれが自律性、自主性を持つ

て運営されるわけでござりますが、そういう業務運営が適正になされているかどうかをきちんと見

る。正に委員会指揮のかたがたなどといったことは、ついて十分配慮しながら、今後国立大学法人は運営されねばなりません。そういう仕組みの中で監事というものが適正に選任されるべきものというふうに考へておるわけであります。

大臣にお尋ねしたいんですか。正に政治家としての考え方をお尋ねしたいと思いますが、大臣は申し訳ございません、違いました。済みません。

大臣あるいはまた副大臣にお尋ねしたいと思うんですが、私は世間、先ほどから申し上げておりますようにいろいろ批判があるわけですよ。八十九掛ける二のポストができるわけですね。監事については、八十九は一応会計監査の経験がある者ということでいいとは思うんですが、残り八十九のポストなんですが、結果として過半が、半数以上が文科省からの天下りだったということがあつた。それはなぜかといふと、文科省の天下りは、吉良

としてだから、それはしようがないということですか。
私は、そういうことはあっちゃいけないと、そういう方針を私はトップとして示すべきだと思
う。いつた

○副大臣(河村建夫君) 天下りについてはいろんな御批判等々もあるし、それから、退職金をも

らつて、さらに役員に、理事、監事等に降りて
いつてさらにまた退職金をもらうということにつ
いてはいろいろ御批判があり、またそのことにつ
いては今改める方向でいろいろ検討されているこ

とも承知をいたしております。
この大学法人の出発に当たっては、これは万事
遺漏なきを期してもらわぬきやならぬという観点
から、これは各大学において私は真剣に考えていい
ただかなきやならぬと思います。もちろん、機械
的な天下りというような形については私は避ける
べきだと思います。しかし、各大学側がいわゆる
民間人とそしてそうした業務に精通をしておられ

今までの文部科学省の方、私はそういうものも比較されながら、その大学の方針に基づいて、我が大学としてはこういう方向で更に活性化をしたいという思いで採用されるかどうか。文部科学省が、じや一切そうした経験者はもう派遣しないとかするとか、そういう問題では私はないだろうと、こう思つております。

しかし、これは各大学の裁量に任せるのが今回の法人化の一つの大きなねらいでありますから、それぞれの大学が慎重に判断をされて、それぞれこれから大学の運営方針に基づいてやつていただきたいと思いますし、これからは評価、その前段になる監査というのが非常に必要になつてしまりますから、そういう視点で監事の採用については、監事の任命については、これは大臣からのと

いうことにもなつておりますから、しかし、大臣が一方的に監事を振り分けていくという考え方じやなくて、やっぱり大学の方針を十分聴いた上で任命するというものであつてしかるべきではないかと、こういうふうに考えます。

○内藤正光君 もう時間がないんで、私、一言だけ申し上げます。

結果として九割だとか、あるいはまた八割、七割でもそななんですが、が霞が関〇Bであつたということになると、今回の法改正の趣旨が全く生かされないことになるわけですよ。今は、文部科学省から自立させて、本当に自律的な大学として発展していくもらいたいと、これが一つの趣旨なわけですよ。それがふたを開けてみたら、本来役員会のチェック機能を果たすべき監事が文部省のお目付役だつたりとか、いろいろ、だつたらこれは全然趣旨から離れていくわけですよ。そして、これは、まさにこの監事の任命というのは文部科学大臣が当たるわけですから、これはもう文部科学大臣の見識が問われるわけですよ。

ですから、結果として過半が天下り〇Bだつたということ、八十九名ですよ、残り八十九名は監査ですから、その他八十九名の過半が結果的に霞が関〇Bであったというようなことにならない

ようにお願いを申し上げて、私の質問を終わりました。あのときにはどうだったかというと、是非皆さん聞いていただきたいんですが、事務次官で二週間に後に審議会のメンバーになっているんです。諮問する側の人間がたつた二週間で答申する側に変わらんですね。こういうことを平気でやつているのが文部科学省ですから、そういうことからすると、今御答弁がありましたけれども、監事の方が、大学の方々が要求されると、こういう人がい

いんじゃないかということも要望されたとして、それを受けてとても文部科学省として適切な人といふ、大学にとってふさわしい人を果たして派遣するのかどうかというの私は極めて難しいんじやないかなと、そういう気がいたしております。

○内藤正光君 ちょっと時間がないので、まず実務的なことをお伺いしたいんですが、これは四月の一日前の四月一日から独立化されることになります。独立化される際の予算を見ると、本来であれば、本来であれば、まず中期目標を定める、中期目標を定めた上で、これは文部大臣が定める、定めた上で今度は中期計画を立てるということになります。この中期計画の中で、調べてみると、予算の部分も出てくるわけです。

で、この中期目標なり中期計画などはどうするかというと、評議委員会のまず意見を聽かなければならぬといふことになつていまして、評議委員会が立ち上がるのが十月の一日だと私はお伺いしています。となつてくると、概算要求は、概算要求は六月末までして、これまでと違つて大学ごとに要求をしてきて、積算されて予算が決められしていくと、運営交付金というものが決められていくことになつてくると、実際、今年、今

かというと、もう無理なんですね、このまま行くとなつてくると、初年度からこの法律のやり方と全く違うやり方で予算が決められるということがあります、その私の認識でいいんでしょうか。

○副大臣(河村建夫君) 御指摘のように、来年四月から法人化するわけでございますから、円滑な国立大学法人化へ向けて必要となる準備を今急いでおるところでございます。

で、概算要求の点について今御指摘があつたわけでございますが、これまでの国立学校特別会計制度に代わって、一般会計において各国立大学法人ごとに業務運営に要する事業費について運営交付金等を措置する制度が導入されるという変更があるわけでございます。

で、スケジュールでございますけれども、従来同様、国立大学からの要求を踏まえて、文部科学省において精査をして、八月末に文部科学省から概算要求を財務省にするということになつておるわけでございます。

今、各大学においては、このようなスケジュールを念頭に概算要求等の準備を進めておるところです。そこでございまして、法案が成立した場合に、来年の四月から国立大学法人に移行できる、移行しながら大変だうといふことは分かるわけでございますが、出発に間に合わせるように今諸準備を急いでいただいてるという状況で、文部科学省としてもそれにきつちり合わせて対応いたしたいと、このように思つております。

○櫻井充君 預定を立てても、できない場合はできないといふことつてあるわけですかね。こういう例えはふさわしいかどうか分かりませんが、幼稚園で遠足決めていたつて、台風が来たら延期するのはこれは当然のことですか。

実際、できるかできないかということをまず議論されなきやいけないんだと思うんですよ。そうすると、ここで今回その中期目標なり中期計画などを立てるということ自体は全く初年度には反映さ

れないということになるわけですね。それからもう一つ、今、各大学で議論されてい

るというお話をありました、そうすると、もう各大学では独立行政法人化に向けて中期目標なり中期計画などはもう作成の段階に入っているんですか。

○国務大臣(遠山敦子君) 過渡期はなかなか作業がいろいろと入り組んだり難しい面があるのはあらゆる面でそうだと思いますが、国立大学法人の設置自体は来年の四月一日になつております。したがいまして、中期目標を定めたり等々の法人としての動き方というのはそれ以降になるわけでございます。

したがいまして、来年度の予算要求につきましては、もちろん各大学におきましては、この法律成立と同時にいろんな準備をしてくれるとは思いますが、それでも、来年度の予算要求までの間に中期目標を定めたり計画を立てるようなことは、これほかないわけでございまして、これは同時並行的にやつていくわけでございます。その意味で来年度は今、今までやつておりますの、ある

いは今までの、何といいますか、規模の予算要求といふことを前提にして考えていくということでございます。

○櫻井充君 じゃ、もう一点お伺いしたいのは、いままでの、何といいますか、規模の予算要求といふことを前提にして考えていくということでございます。

○國務大臣(遠山敦子君) 今の段階では、こういう法案の審議ということを横目で見ながらいろいろ考えていただいていると思いますけれども、しそれは事実上の問題でございまして、特に今度の予算要求までにとか、そういうことではございません。

○櫻井充君 考えていただいているというのは、大学側が自主的に考えているんですか、それとも文部科学省側から、まあこれはなかなか難しいんですけど、働き掛けみたいなものはないけれども、何となく、文部科学省と大学の関係者が何となく

集まつて議論されているということなんでしょう
か。

○國務大臣(遠山敦子君) もちろん法案提出をいたしておりますから、そこでねらっている中期目標とは何か、中期計画とは何かということについて、大学人の御理解も得て法案を出しているわけ

の向上、それから業務運営の改善、効率化、財務内容の改善、あるいは自己点検・評価及び情報提供等の各事項を記載するというような形のものを示しております。今、大学ごとに教育研究の自らの持つその特色とか地域性とかそういうものに応じて検討をいただいておるところでございます。

○ 櫻井充君 お付けくださいでしようか、本当にこの中に、いわゆる中期目標、中期計画をお出しで、どうぞお付けいただこうことについては構わないということにいたしておりますのであります。す。文部大臣による提示・認可の対象外ということは、そのほかに参考資料ということは、

くということになつておまりして、私、ちょっと資料の段を読み違えまして大変失礼しました。これは、ただ、言えることは、大学協会側といろいろ議論をした中で、やつぱり一応目安としてきっちつとした方針を出してもらいたいということを作つたものであると伺っております。

○櫻井充君　目安として事細かにこうやつて指示されているじゃないですか。資料を添付して、

ます。しかし、それについていつの時点からやれとか、そんなことは私がもとしてはもちろん言つ

の山口大学なんかも、絶えず教授陣や何か集まつて、自分たちの大学の目標をこの際きちつと立てなきゃ、はなこううござんねえ。島義二さんもさういふ

○副大臣(河村建夫君) いやいや、大学側がこれを出したいとおっしゃることについて、それを除外しないということであります。こちらから付外はしないということであります。

「文部科学省に提出してください。」と書いてあるじゃないですか、各学科ごと。今の答弁、全然違うじゃないですか。

この要件を充當する大学の求めに応じて、『じゅうじんかず』が開催されることが可能にしているというところでございます。

そういうことで、それぞれの大学がもつておら
れること、特に教育研究の質の向上ということに
ついても、非常にそのことについて各大学、意を
用いておられるようであります。研究水準をと

○櫻井充君　昨年の十二月に、これ文部科学省として、御丁寧に一応、仮称、しかも案とまで付けられて未定稿という資料がござります。これは十二月の十日に、どうも国大協と議論した際に使つたようなものなんですが、この中の二、三、まず、ここま

しゃ
ま
も
て
詞
説
し
て
き
て
し
そ
中
で
要
す
る
に、文
部
科
学
省
と
し
て
は、中期
計
画
は割
と
漠
と
し
た
もの
で
い
い
ん
で
す
よ
と
お
話
し
し
て
い
た
れ
ど
も、
全
然
違
う
じ
や
な
い
で
す
か。

そうすると、もう一つは、今回の中期目標なり。それから中期計画ですね。大学の関係者の方々からお伺いすると、私は文部省の方からお伺いする

ような目標を今立てておられるというふうに伺つておるところでございまして、そういうものを今までお出しを、いずれお出しをいただくという方向でござります。

書いてあります。
様式・分量は、A4版横長用紙にというんで
か、横書き、十ポイント、一ページ四十行、一行
七十二文字、現段階では一大学当たりおおむね

に研究室しばらく休んで中期計画を書かされてい
ます。もう十回以上ですよ、私が知っている教授
なんかは。そんなことやっていて日本の教育とい
うのは本当に良くなるんですか。
それから、信じられないことがもう一つあります

のでいいですよというお話なんです。ところが、
ところが大学の関係者の方々とお話しすると、具
体的な数字を出してくださいとか、そういうお話
があつて、全く違っているんですね、中身がで
すね。

せばいいんですか、それとも学部ごとに出来なきやいけないものなんですか。若しくは、もう一つは、例えばこういうことが議論されているのかお伺いしたいんですが、参考資料などの形で、各科ごとに、例えば私は東北大の第一内科というところにおりました。その第一内科なら第

その参考資料として、学部等に固有の具体的事項を作成し、中期目標、中期計画の提出と同時に文部科学省に提出してくださいと、こうあります。おまけにで、それは学部、研究科、附置研究所など各大学の基本的な教育研究組織ごとに固有の、より具体的な事項を記載してくださいと。分量は、現設者では各組織ごとに五ページ以内を一芯の

すが、これからは、ここに、どこだけな、医科歯科のところでやつたやつの議事録の中に、これ五月二十日です。事前関与型から事後チェック型へ転換するという、全然違うじゃないですか。もうこんな、事前、事前関与型の典型じゃないですか、こんなやり方で。違いますか。

簡単な七項目示されさせていただきますけれども、それなどのようなことをお考えなんでしょうか。

にへいてきちんとお示ししなきやいにないんですねか。

日安としてくたさいと 文部省 文部科学省の資料としてもうこんな 提出されているじやないで すか。要するに、今言つて いる答弁、全然違つ じやないです。

いうものは、その案はそぞぞの大学から提出されるわけです。その中に、今おつしやつたような学科ごとの詳しい資料とかそういうものは要らないということです。

その参考資料の中で、各大学の教育研究の内容

的な認識は文部科学省側と合わないといふこと

○櫻井充君 そうしますと、各科」とで例えば参
いて 大学全体の計画としてお出しいたぐと、
こういうことでござります。

○副大臣(河村建夫君) これは私
ただきます。訂正させてい
○櫻井充君 駄目だ、駄目だ。いい加減だな。
いい加減だよ。大事なところぢやないか。

んじやないかという、中期計画の中で、あるいはそういう形で、その目標としては、教育研究の質

か、そういうことは全くないわけですね。
○副大臣(河村建夫君) 大学協会側と協議したこ

第六部 文教科学委員会会議録第十九号 平成十五年六月十日

とでは定めることにならないわけでございます。それで、その参考資料というものは、それは各大学の判断において出すということでございます。しかし、それは認可ないし決定というもの対象外であるわけでございます。

したがいまして、文部科学省としては、個別の研究者の研究テーマでありますとか、その個々のものではなくて、学部あるいは研究科、附置研究所などといった基本的な組織ごとの固有の具体的な事項を記載するということでございます。

○櫻井充君 今そのようにおっしゃっていますけれどもね、中期目標、中期計画、ああ、ここですね、要するに、大学教育研究等の質の向上に関する目標及び中期計画の大学教育研究等の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置にしてこうやって書いてくれと。ここに、「提出してください。」ですよ、「同時に文部科学省に提出してください。」と。選択してくれとは書いていません。

ちょっととこれ、委員長、申し訳ないけれども、全然、大臣の答弁の内容とこれ、出されている資料と全く違います。これ、ちょっととね、まずこの資料を理事会に諮つていただき、今の答弁がいかに不適切かということを、改めてちょっとこれ時間取つていただき、今のまま審議できません。

○委員長(大野つや子君) ちょっととそれでは速記を止めてください。

〔午後零時十七分速記中止〕

〔午後零時三十九分速記開始〕

○委員長(大野つや子君) 速記を起こしてください。

午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。

〔休憩後開会に至らなかつた〕